施設の確保を含む。）」を、「対応した」の下に「事業継続計画・」を加え、同1の㈧中「へき地保健医療計画と整合性が図られており、かつ、」を「へき地の医療を提供する機能及び」に、「第十一次へき地保健医療対策を踏まえた対応」を「へき地診療所等の整備」に改め、同1の㈨中「自治体立病院等の産科」を「地域の実情に応じた周産期医療」に改め、同1の㈩中「自治体立病院等の小児科」を「地域の実情に応じた小児医療」に改める。

第四の二の2の㈠中「医療機関である」を「医療機関のうち」に改め、「、平成二十一年十月から施行されている消防法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第三十四号）により」を削り、「受入」を「受入れ」に改め、「必要である」の下に「。一連の救急搬送と救急医療の連携の確保に当たっては、いわゆるメディカルコントロール体制の一層の充実・強化を図ることが重要である」を、「求められる」の下に「。また、精神科救急医療と一般救急医療との連携体制を確保することが重要である」を加え、同2の㈡中「このため」を「救急搬送については」に改め、「規定する救急医療用ヘリコプター」の下に「（以下単に「救急医療用ヘリコプター」という。）」を加え、「同法第五条第一項及び第二項の規定に基づき、医療計画に同条第一項に規定する同項各号に掲げる」を「都道府県は、医療計画に救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保について定めるときは、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療を提供する病院に関する」に、「同条第二項各号に掲げる」を「都道府県において達成すべき救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に係る目標に関する事項並びに救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療を提供する病院の医師、消防機関、都道府県及び市町村の職員、診療に関する学識経験者その他の関係者の連携に関する」に、「こうした一連の救急搬送と救急医療の連携の確保に当たっては、いわゆるメディカルコントロール体制の一層の充実・強化を図ることも重要である」を「また、災害時において、消防機関等の依頼又は通報に基づかない出動を想定した、救急医療用ヘリコプターの運航体制を整備することが必要である」に改め、同2の㈢中「へき地保健医療対策に基づく」を「へき地における医療の確保のための」に改め、同2の㈣中「、周産期医療体制整備計画の内容と整合性を図るとともに」を削り、「地域の助産師」を「助産師を含む地域の医療従事者」に、「隣接」を「周産期に関する救急搬送や災害時の周産期医療等において、近隣」に改め、「救急医療」の下に「や精神医療等」を加え、同2の㈤中「健康」を「救急医療機関の受診に関する」に改め、「支援する機能」の下に「及び退院後の患者を在宅医療等により地域で受け入れる機能」を加える。

第四の三の2中「都道府県介護保険事業支援計画」の下に「及び市町村介護保険事業計画」を加え、同五中「を担う」を「に加え、医療機関等と連携して患者の服薬情報の一元的・継続的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導を行うこと、入退院時における医療機関等との連携、夜間・休日等の調剤や電話相談への対応等の役割を果たす」に改め、同六中「医療提供施設の」の下に「医療機能に関する」を加える。

第五の一中「から、地域医療構想」の下に「（法第三十条の四第二項第七号に規定する将来の医療提供体制に関する構想をいう。以下同じ。）」を、「構想区域」の下に「（同号に規定する区域をいう。）」を加え、「同法に定める総合確保方針」を「医療介護総合確保法第三条第一項に規定する総合確保方針（以下単に「総合確保方針」という。）」に、「同法に定める都道府県計画」を「医療介護総合確保法第四条第一項に規定する都道府県計画（以下単に「都道府県計画」という。）」に改め、「介護保険法（平成九年法律第百二十三号）に定める」を削る。

第五の二を次のように改める。

二　地域医療構想に関する国と都道府県の役割

都道府県は、策定した地域医療構想の達成に向けた取組を進めるに当たって、構想区域等（法第三十条の十四第一項に規定する構想区域等をいう。第六において同じ。）ごとに、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者（第六において「関係者」という。）との協議の場（以下「地域医療構想調整会議」という。）を設け、地域医療構想調整会議での議論を通じて、地域における病床の機能の分化及び連携並びに在宅医療を推進していくことが必要である。

国は、必要な情報の整備や都道府県職員等に対する研修など、都道府県の地域医療構想の達成に向けた取組を支援するものとする。

第六の一を次のように改める。

一　地域における病床の機能の分化及び連携の基本的考え方

地域における病床の機能の分化及び連携については、地域の医療機関の自主的な取組及び医療機関相互の協議により推進していくことが前提となる。このため、都道府県は、法第三十条の十三第一項の規定による報告（以下「病床機能報告」という。）の結果等により毎年度進捗を把握し、公表するとともに、構想区域等ごとに設置する地域医療構想調整会議において、関係者との連携を図りつつ、必要な事項について協議を行うことが必要である。その際、構想区域等における将来の医療提供体制を構築していくための方向性を共有するため、医療機関の役割を明確化することや将来的に病床機能の転換を予定している医療機関の役割を確認すること等が必要である。また、都道府県は、法第七十条の五第一項に規定する地域医療連携推進法人の認定、医療介護総合確保法に基づく地域医療介護総合確保基金の活用等により、医療機関の自主的な機能分化及び連携に向けた取組を支援することが必要である。

国は、都道府県の地域医療構想の達成に向けた取組を支援するとともに、地域における病床の機能の分化及び連携を更に実効性あるものとするため、病床機能報告の在り方を検討して見直しを行い、地域の医療需要に円滑に対応できる人員配置等を調えることの検討を進めるものとする。

第七の一中「第三十条の二十三第一項」の下に「の規定」を加え、「に規定による」を「の規定による」に改め、同二中「他」を削る。

第八の一の第一段落の次に次の一段落を加える。

また、この際には、医療計画と都道府県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画との整合性を確保することができるよう、地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針（平成二十六年厚生労働省告示第三百五十四号）第2の二の1に規定する協議の場を設置し、より緊密な連携が図られるような体制整備を図っていくことが重要である。

第八の二中「五年間」を「六年間」に改める。

第九を次のように改める。

第九　その他医療提供体制の確保に関する重要事項

医療計画及びこれに基づく具体的な施策を定めるに当たっては、健康増進法等医療関係各法等の規定及び次の方針等に配慮して定めるよう努めなければならない。また、総合確保方針及び都道府県計画並びに介護保険法第百十六条第一項に規定する基本指針、都道府県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画との整合性の確保を図らなければならない。

1　健康増進法第七条第一項に規定する基本方針及び同法第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画

2　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第八条第一項に規定する医療費適正化基本方針及び同法第九条第一項に規定する都道府県医療費適正化計画

3　がん対策基本法（平成十八年法律第九十八号）第十条第一項に規定するがん対策推進基本計画及び同法第十二条第一項に規定する都道府県がん対策推進計画

4　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第四十一条第一項に規定する指針

5　肝炎対策基本法（平成二十一年法律第九十七号）第九条第一項に規定する肝炎対策基本指針

6　難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第四条第一項に規定する基本方針

7　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五に規定する基本的な方針

8　アレルギー疾患対策基本法（平成二十六年法律第九十八号）第十一条第一項に規定するアレルギー疾患対策の推進に関する計画